

# 【令和5年1月10日以降実施分】青森県おでかけキャンペーン【全国版】クーポン取扱要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「感染症」という。）の影響等により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与すること、並びに、県内における流動および消費の拡大を図ることを目的に、国が実施する「全国旅行支援」を活用し、旅行・宿泊商品の割引及び旅行先の土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「STAYNAVI（ステイナビ）」の地域クーポン（電子クーポン）（以下、「STAYNAVI 地域クーポン」という）の発行による「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」（以下、「本キャンペーン」という）を実施することとし、本キャンペーンの実施に必要な事項を定めるものである。

## 2 本キャンペーンの実施に当たって

本キャンペーンは、お一人お一人の感染防止対策で、「安全・安心」な旅を楽しみながら、観光産業を応援することを目的としております。

参加される事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される旅行者に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、参加事業者の方々には、お一人お一人が新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

## 3 STAYNAVI 地域クーポンの概要

### （1）電子クーポンの導入について

「全国旅行支援」の実施については、デジタル社会の推進に向けた政府全体の方針を踏まえ、旅行者のスマートフォンの活用を前提とした電子クーポンの発行を原則とするとの観光庁の発表を踏まえ、本県においても、下記のとおり電子クーポンを導入することといたしました。

- ① 名 称：STAYNAVI 地域クーポン
- ② 発 行 者：株式会社 Peerto（以下、「ピアトゥー」という）
- ③ 発行形態：
  - （ア）旅行者のスマートフォン等に付与されるクーポン（以下、「スマホクーポン」という）  
旅行者のSTAYNAVIマイページに付与される電子の地域クーポンです。
  - （イ）QRコード記載の紙のクーポン（以下、「QRコードクーポン」という）  
宿泊施設または旅行事業者から旅行者に付与される紙のクーポンです。

※旅行者は【**1円単位**】で利用が可能です。

## (2) 【特例】「青森県おでかけクーポン【全国版】」の利用について

本キャンペーンの実施に当たっては、上記（1）の電子クーポン利用が基本となりますが、通信インフラが十分に整備されていない（電波がない）地域に立地する宿泊施設や、旅行者全員がスマートフォンを所持しているとは限らず、一律の対応が必要となる修学旅行については、令和4年12月27日（火）まで実施したキャンペーンで使用した、「青森県おでかけクーポン【全国版】」（緑色の紙のクーポン券）（以下、「おでかけクーポン」という）を配付する場合がございます。

旅行者がおでかけクーポンを持参された場合でも、ご利用をお断りすることのないよう、十分に注意いただきますようお願い申し上げます。

- ① 名称：「青森県おでかけクーポン【全国版】」
- ② 発行者：青森県おでかけクーポン事務局（青森県）
- ③ 発行形態：「青森県おでかけクーポン【全国版】」の紙媒体のクーポン（緑色）
- ④ 発行券種：1,000円・1種類（お釣りは出ません）

※以下、「STAYNAVI 地域クーポン」および「おでかけクーポン」の両方に係る場合は、「クーポン」という。

## (3) その他注意事項

- 有効期限：令和5年1月10日（火）～令和5年7月1日（土）までの取扱期間内の日付が記載されたもので、記載された有効期限日まで利用可能。
- 利用店舗：青森県おでかけクーポン事務局（以下、「事務局」という）の登録を受けた青森県内に所在する店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。以下同じ）
- 給付額：1人1泊当たり 平日 2,000円、休日 1,000円（本キャンペーン利用者に限る）
- 停止条件：新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの配付及び利用を停止する場合がある。

## 4 STAYNAVI 地域クーポンの付与から利用の流れ

### (1) 【宿泊を伴う旅行】スマートフォン・タブレットを所持している旅行者の場合

#### ① 【旅行前】

旅行の予約後、旅行者自らが STAYNAVI から地域クーポンを申請します。

#### ② 【宿泊施設にて】

- チェックインの際、旅行者は身分証明書をフロントスタッフに提示します。
- 宿泊施設は身分証明書による本人確認後、STAYNAVI 管理画面において STAYNAVI 地域クーポン利用を承認（「電子クーポン化する」ボタンのクリック）します。
- 宿泊施設の承認後、旅行者の STAYNAVI マイページ内の地域クーポンの利用が可能になります。

#### ③ 【クーポン取扱い店舗にて】

- 旅行者は STAYNAVI マイページを起動し、店舗に設置している本キャンペーン専用の QR コードを読み取り（スキャン）します。

- スキャン後、旅行者は利用金額を入力し画面を店舗スタッフに提示します。
- 店舗スタッフの確認後、旅行者が「支払い」ボタンをクリックすると、決済が完了となります。

## (2) 【宿泊を伴う旅行】スマートフォン・タブレットを所持していない旅行者の場合

### ① 【旅行前】

旅行者の予約後、宿泊施設または旅行事業者が STAYNAVI から STAYNAVI 地域クーポンを旅行者に代わって申請（代理申請）します。

### ② 【宿泊施設にて】

チェックインの際、旅行者は身分証明書をフロントスタッフに提示します。

- 宿泊施設は身分証明書による本人確認後、STAYNAVI 管理画面から QR クーポンを印刷し、旅行者に配付します。

### ③ 【クーポン取扱い店舗にて】

- 店舗スタッフが STAYNAVI 管理画面を起動し、旅行者が持参した QR クーポンの QR コードを読み取り（スキャン）します。
- 店舗スタッフは旅行者に確認の上、利用金額を画面に入力し、旅行者に提示します。
- 旅行者の確認後、店舗スタッフが「支払い」ボタンをクリックすると、決済が完了となります。

## (3) 日帰り旅行の場合

### ① 【旅行前】

- 旅行者の予約後、旅行事業者は STAYNAVI から STAYNAVI 地域クーポンを旅行者に代わって申請（代理申請）します。
- 申請後、QR クーポンを印刷し、旅行者に配付します。

### ② 【クーポン取扱い店舗にて】

上記（2）③と同様の流れで決済の処理を行います。

## (4) 【特例】おでかけクーポン（緑色の紙のクーポン券）の場合

### ① 【宿泊施設または旅行事業者にて】

おでかけクーポンの券面には有効期限が記載されていないことから、宿泊を伴う旅行の場合はチェックアウト日（連泊の場合は、最終チェックアウト日）、日帰り旅行の場合は旅行当日を有効期限として、宿泊施設または旅行事業者が日付を記入し、旅行者に配付します。

### ② 【クーポン取扱い店舗にて】

- 店舗スタッフは券面等を確認し、旅行者からおでかけクーポンを受け取ります。
- 不足分については現金等で収受してください。万が一おでかけクーポンの半券（取扱店舗控え）が既に切り取られている場合は、そのクーポン券は使用できない旨を旅行者にお伝えください。
- 受け取ったおでかけクーポン裏面の取扱店舗押印欄 1 カ所に店舗名を記入（ゴム印の押印も可）し、取扱日付印を押印（記入も可）してください。
- ミシン目に沿ってクーポン（大小）を切り離し、取扱店舗印を押印した大きい方の半券とクーポン売上報告書を、精算の際に事務局まで送付してください。

#### (4) クーポン付与に係る注意事項

- ◇ チェックイン後に人員減、泊数減等の変更があった場合であってクーポンの付与額が減少する場合には、旅行者にクーポンの減額が必要であることを説明した上で、基本的には宿泊施設の STAYNAVI クーポン管理画面からの修正作業が必要です。

**【注意】** 旅行事業者が代理申請した STAYNAVI 地域クーポンについては、宿泊施設では修正が出来ないことから、宿泊施設から旅行事業者にその旨を必ず連絡の上、旅行事業者が修正を行うことが必要です。休日等で旅行事業者に連絡がつかない場合の対応につきましては、別途「STAYNAVI 電子クーポンマニュアル【青森県 宿泊施設用】」にて確認をお願いいたします。

- ◇ 旅行者が、修正後の金額以上の STAYNAVI 地域クーポンを使用している場合には、修正登録後、STAYNAVI 管理画面上に表示される過剰使用分の金額を、旅行者から徴収する必要があります。上記事例が発生した際は、事務局まで必ずご連絡をお願いいたします。
- ◇ 予約した旅行が取消となり、おでかけクーポンを既に旅行者に配付していた場合には、旅行者にそのクーポン券の返還を必ず求めてください。旅行者がおでかけクーポンを既に使用していた場合には、そのクーポン券の使用額分を旅行者から徴収する必要があります。上記事例が発生した場合には、事務局まで必ずご連絡をお願いいたします。
- ◇ 過剰使用分の徴収またはおでかけクーポンの返還が行われない場合、ピアトゥーまたは事務局は、宿泊施設・旅行事業者・OTA に対し、各種クーポンの金額に相当する金額の請求を行います。
- ◇ 旅行事業者、OTA 経由で予約された旅行者については、宿泊施設と予約元事業者と連携を図り返還を求めることとし、返還が行われない場合、予約元の事業者に対しクーポンの金額に相当する金額の請求を行いますので、予めご了承ください。
- ※ QR クーポンまたはおでかけクーポンを旅行者に付与する場合、宿泊施設または旅行事業者は、旅行者に配付した日を記入した受領書を保管する必要がありますのでご注意ください。

#### 5 クーポンの取扱いに関する留意事項

- (1) クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポンと現金の交換は禁止します。
- (3) おでかけクーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りを渡すことはできません。
- (4) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受してください。
- (5) クーポンを利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金はできません。
- (6) クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県、事務局およびピアトゥーは責任を負いません。ただし、クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合があります。その際は事務局まで必ずご連絡をお願いいたします。
- (7) クーポンの交換はできません。

## 6 クーボンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象にはなりませんのでご注意ください。

### (1) 行政機関等への支払い

- ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- ・ 宝くじ（当せん金付証票法[昭和 23 年法律第 144 号]に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律[平成 10 年法律第 63 号]に基づくもの）
- ・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技[競馬、競輪、競艇、オートレース]等）

※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入場料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

### (2) 日常生活における継続的な支払い

- ・ 電気、ガス、水道、電話料金、NHK 放送受信料、不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料、保険料等（生命保険、火災保険、自動車保険等）

### (3) 換金性の高いものの購入

- ・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、県証紙、店舗が独自に発行する商品券等）、プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・ 金融商品（預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等）

### (4) その他

・ クーボンの青森県外での利用	・ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
・ 既存の債務の弁済	・ 各種サービスのキャンセル料
・ 電子商取引	・ 公序良俗に反するもの
・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等	
・ 授業料、入学検定料、入学金等（アクティビティのガイド料等は対象）	
・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの	
・ 社会通念上不適当とされるもの	・ その他各取扱店舗が指定するもの

## 7 クーボン取扱店舗の募集

### (1) 参加条件

本キャンペーンへの参加に当たっては、下記の条件を満たす必要があります。

- ・ 青森県内で営業する店舗であること。
- ・ 業種は、土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関、その他の一部（観光関連）とし、県が承認する店舗であること。
- ・ 7・(2) の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取り扱うことができるものであって、かつ、7・(3) の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底するもの（日本国内において事業を実施しているものに限る）。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者又は支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 [平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。] 第 2 条第 6 号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。)である者

- ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

・ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗
- ② 5 の（1）から（4）の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
- ③ ライブハウス

## （2）クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

クーポン取扱店舗（事務局の登録を受け、且つ、STAYNAVI の登録が完了し、クーポンを取扱う店舗。以下同じ）は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① クーポンと引換えに商品等の提供を行うとともに、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② 取扱店舗であることが明確になるよう、取扱店である掲示物を旅行者から見えやすい場所に提示する。
- ③ クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。

- |  |
|--|
| ・ クーポンの有効期限及び偽造、変造、模造の有無               |
| ・ 【おでかけクーポンの場合】クーポンの取扱店舗控えが切り離されていないこと |
| ・ クーポンの有効期限が記載されているか、訂正されていないか         |
| ・ 提供する商品等が、5 の（1）から（4）に該当しないこと         |

- ④ 有効期限が経過、有効期限の未記載、有効期限の訂正、おでかけクーポンの場合には取扱店舗控えが切り離されたクーポンは、受け取りを拒否する。
- ⑤ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたクーポンと判別できる場合は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報する。また、その旨を事務局にも報告する。
- ⑥ クーポンを現金と交換しない。
- ⑦ おでかけクーポンの場合、クーポン券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ⑧ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
- ⑨ 商品等の対価として受け取ったおでかけクーポンは、再流通を防止するため、有効期限が記載されている部分（以下「本券部分」という。）と取扱店舗控えを都度切り離し、本券部分をクーポン売上報告書とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控えを入金確認が完了するまで保管する。
- ⑩ 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑪ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポン使用上

限度額を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。

- ⑫ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑩と⑪に記載の場合を除く）。
- ⑬ 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑭ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該店舗におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。
- ⑮ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する（クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県および事務局は責を負わない）。

### （３）感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ② 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
- ③ 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法[平成 24 年法律第 31 号]の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- ④ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について遅滞なく事務局に報告を行うこと。
- ⑤ 感染症や災害の状況を踏まえ、本キャンペーンの円滑な執行と県が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

### （４）登録申請から登録まで

クーポン取扱店舗となることを希望する者は、事務局への申請および STAYNAVI の登録手続きが必要です。本取扱要領の内容に同意の上、下記のお手続きをお願いいたします。

#### ① 事務局への登録申請

申請に必要な書類に必要事項を記入し、以下の方法で申請をしてください。

※すでに「青森県おでかけクーポン」登録済みの取扱店舗は、令和 5 年 1 月 10 日（火）からの本キャンペーンの実施に当たり、再度登録申請をいただく必要はありませんが、後述の STAYNAVI 登録手続きは別途必要です。

※登録申請は、法人単位ではなく店舗ごとに申請を行ってください。



### 【申請方法】

- 1) メールで申請：上記事務局、E-mail：[odekakecp@aomori-trip.com](mailto:odekakecp@aomori-trip.com)
- 2) 郵送で申請：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 (株)RAB サービス内  
「青森県おでかけクーポン事務局」
- 3) FAX で申請：上記事務局、FAX.017-742-7711 まで

### 【申請に必要な書類】

- 1) 青森県おでかけクーポン【全国版】お取扱店舗参加申込書
  - 2) 換金申請書（通帳の表紙および通帳中面の写しを添付）※おでかけクーポン精算用
- ※申請内容の確認のため、この他に事務局が別途書類の提出を求める場合がある。

## ② STAYNAVI の登録手続き

上記①の手続きにより、事務局から本キャンペーンの参加承認通知を受領した店舗は、次に、STAYNAVI の店舗登録手続きが必要です。別紙「【加盟店用】STAYNAVI 新規登録」の内容をご確認の上、新規登録のお手続きをお願いいたします。

### 【重要なお願い】 STAYNAVI の登録に当たって

- STAYNAVI の加盟店用管理画面の地域クーポン設定においては、【電子クーポンと紙クーポン（＝QR クーポン）】・【電子クーポンのみ】をお選びいただくことが可能です。
- しかしながら、本キャンペーンにおいては、スマートフォンを所持していない等の理由により、紙クーポン（＝QR クーポン）を持参する旅行者も多く発生することが予想されます。
- 旅行者の利便性を踏まえ、多くの旅行者にクーポンをご利用いただけるよう、クーポン取扱い店舗におかれましては、極力、電子クーポン並びに紙クーポン（＝QR クーポン）のどちらにも対応いただきますようご対応をお願いいたします。

### <留意事項>

#### 1) 登録

- ・登録審査を経て申請内容が7の（1）の条件を満たす場合には、取扱店舗として登録します。
- ・登録が完了次第、STAYNAVI 電子クーポンマニュアル、掲示物など一式を対象店舗に事務局から配信します。これらの配付物は、本キャンペーンの遂行目的以外で使用できません。

#### 2) 登録の取り消し等

- ・事務局は、必要に応じて取扱店舗から報告を求め、また、立入調査を行うことができます。
- ・事務局は、店舗の申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合、その他の取扱店舗として適切でないとして事務局が判断する場合には、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
- ・登録が取り消された場合には、以後、クーポンの取扱いを行うことができません。直ちに、取扱店舗に掲示している掲示物を取り外し、クーポンに関する配付物一式を事務局へ返還するものとなります。
- ・不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得ますのでご注意ください。

- 3) 取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は、「地域クーポン取扱店舗」として、



本キャンペーンの特設サイト等に掲載します。

- 4) STAYNAVI の利用方法等詳細は、「STAYNAVI 電子クーポンマニュアル【青森県 加盟店】」を参照してください。
- 5) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取り消しを行います。そのため処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合があります。予めご了承の上、本キャンペーンにご参加ください。
- 6) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、県・事務局・ピアトゥーが協議の上、その都度決定します。
- 7) 本キャンペーン用にデザインされたクーポン、ポスター等の肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要です。
- 8) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等もできません。
- 9) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できません（業務委託を承認した場合でも、取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない）。
- 10) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取り消しを希望する場合は、事務局に届け出てください。
- 11) 新型コロナウイルス感染症の状況、県の方針等により、本取扱要領の内容が変更される可能性があります。

## (5) クーポンの精算

商品の販売又はサービスの提供などの取引においてクーポンを受け取った取扱店舗は、事務局またはピアトゥーに対し、換金を請求することができ、その方法は下記のとおりです。  
※クーポンの利用から精算までの流れにつきましては、別紙 1 も参考までにご覧ください。

### ① STAYNAVI 地域クーポンの精算について（ピアトゥー）

STAYNAVI から発行される電子クーポンおよび QR クーポンの利用実績については、STAYNAVI 管理画面上で自動計算されることから、精算作業（精算書類の発送等）は必要ありません。

なお、クーポンの利用額等は、STAYNAVI の管理画面から確認いただくことが可能です。

#### ・「STAYNAVI 地域クーポン」の精算スケジュール

	システム承認日	クーポン取扱店舗口座入金日
第 1 回目	令和 5 年 2 月 5 日（日）	令和 5 年 2 月 28 日（火）
第 2 回目	令和 5 年 3 月 5 日（日）	令和 5 年 3 月 31 日（金）
第 3 回目	令和 5 年 4 月 5 日（水）	令和 5 年 4 月 28 日（金）
第 4 回目	令和 5 年 5 月 5 日（金）	令和 5 年 5 月 31 日（水）
第 5 回目	令和 5 年 6 月 5 日（月）	令和 5 年 6 月 30 日（金）
第 6 回目	令和 5 年 7 月 5 日（水）	令和 5 年 7 月 31 日（月）

### 【STAYNAVI に関するお問い合わせ先】

青森県おでかけキャンペーン【全国版】ステイナビサポートセンター

☎ : 050-3090-7841      mail : merchant-aomori@peerto.jp

受付時間 : 10 時 00 分～17 時 00 分 ※土日・祝日、12/30～1/3 は休み

### ② おでかけクーポンの精算について（事務局）

- 取扱店舗は、事務局が送付する専用封筒に、クーポン売上報告書及び受領したクーポンの本券部分（取扱店舗控えは切り離して取扱店舗で保管）を同封し、指定の場所へ発送してください。
- 換金は、クーポン額面に相当する金額を登録された口座に振り込むことにより行います（振込手数料は事務局が負担します）。
- 支払い請求締め切り日および換金支払日は次の通りとします（ただしクーポン売上報告書その他の書類に不備がある場合はこの限りではありません）。
- 精算書類発送の際に必要な下記書類が必要な場合には、その都度、事務局までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

### ・「青森県おでかけクーポン【全国版】」の精算スケジュール

	請求締め切り日	口座入金日
第 1 回目	令和 5 年 2 月 10 日（金）	令和 5 年 2 月 28 日（火）
第 2 回目	令和 5 年 3 月 10 日（金）	令和 5 年 3 月 31 日（金）
第 3 回目	令和 5 年 4 月 10 日（月）	令和 5 年 4 月 28 日（金）
第 4 回目	令和 5 年 5 月 10 日（水）	令和 5 年 5 月 31 日（水）
第 5 回目	令和 5 年 6 月 10 日（土）	令和 5 年 6 月 30 日（金）
第 6 回目	令和 5 年 7 月 10 日（月）	令和 5 年 7 月 31 日（月）

### 【おでかけクーポンおよびその他事項に関するお問い合わせ先】

青森県おでかけクーポン事務局

住所 : 〒030-0962 青森市佃 1-2-11 (株)RAB サービス内

☎ : 017-752-8325      FAX : 017-742-7711

mail : odekakecp@aomori-trip.com

受付時間 : 10 時 00 分～16 時 00 分 ※土日・祝日、12/30～1/3 は休み

### 附則

この要領は、令和 4 年 1 0 月 3 日から施行する。

一部改正は、令和 4 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

一部改正は、令和 5 年 1 月 6 日から施行する。

一部改正は、令和 5 年 3 月 1 3 日から施行する。